

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
平成 28 年6月3日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 6件

厚生年金保険関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 8件

厚生年金保険関係 8件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500749号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600035号

## 第1 結論

請求者のA社B支局における共済組合員としての取得年月日を昭和54年4月1日、喪失年月日を昭和61年1月1日に訂正し、昭和54年4月から昭和60年12月までの標準報酬月額を15万2,388円とすることが必要である。

昭和54年4月1日から昭和61年1月1日までの期間については、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年4月1日から昭和61年1月1日まで

高校卒業後、昭和54年4月1日にA社B支局の正職員としてC支社に配属され、昭和60年12月31日まで在籍したが、当該期間に係る年金記録が無い。

D科の課程修了証書、C支社記念アルバムなどを提出するので、請求期間を年金の加入期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

E社から提出された請求者に係る履歴名簿の就職年月日欄には「54.4.1」、最下欄には「60.1.1 退職前提休職(60.12.31まで)」と記載されているところ、当該記載について、E社の担当者は、「請求者は、昭和54年4月1日にA社に就職し、昭和60年1月1日からは、退職することを前提に1年間の休職に入り、昭和60年12月31日に退職していると考えられる。」旨陳述している。

また、請求者から提出されたC支社記念アルバム、元同僚から提出されたB支局の昭和54年4月1日付け新入職員名簿及び当該名簿に記載された複数の元同僚の陳述により、請求者は、同支局に職員又は準職員として採用されたことが認められるところ、F共済組合(請求期間当時は、G共済組合)及びE社の各担当者は、請求期間当時のG共済組合員の取扱いについて、「職員及び準職員はG共済組合の組合員であった。」旨陳述している上、当該名簿において、採用時の所属がC支社であった者は、請求者以外に4人確認できるところ、オンライン記録によると、当該4人全員について、昭和54年4月1日からG共済組合員であったことが確認できる。

さらに、前述の退職前提の休職期間について、F共済組合は、「退職前提休職期間中も共済組合員である。」旨回答している上、同共済組合及びE社の各担当者は、「退職前提の1年間の休職期間は、職員としての身分を保有し、当然、共済組合に加入し保険料も控除される。」旨陳述している。

加えて、オンライン記録によると、請求者は、請求期間中の昭和60年3月4日から厚生年金保険に加入しているところ、当時、G共済組合員期間と厚生年金保険被保険者期間との重複に係る調整規定は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、G共済組合の組合員であったことが認められる。

一方、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 8 年法律第 82 号）附則第 5 条の規定により、平成 9 年 4 月 1 日以降、G 共済組合員であった期間は厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされる取扱いとなったことから、請求者の同共済組合員としての資格取得年月日に係る記録を昭和 54 年 4 月 1 日、資格喪失年月日に係る記録を昭和 61 年 1 月 1 日に訂正することが必要である。

なお、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の履歴名簿に記載された俸給及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 105 号）附則第 9 条の規定から判断すると、15 万 2,388 円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1501002号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600036号

## 第1 結論

請求者のA社における平成16年7月16日の標準賞与額を3万円に訂正することが必要である。

平成16年7月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年7月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和57年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年7月16日

A社に勤務していた同僚の賞与支払に関する記録を訂正することとなった旨のお知らせ文書が、年金事務所から届いたことから、同社における年金記録を確認したところ、請求期間の賞与の記録が無いことが分かった。

資料は所持していないが、平成16年4月に入社した者の、請求期間の賞与は同じ額であったはずなので、請求期間の賞与の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

金融機関から提出された請求者に係る預金元帳、複数の同僚から提出された賞与明細書、複数の同僚の陳述等から判断すると、請求者は、請求期間に3万円の賞与の支払を受け、標準賞与額3万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に破産しており、破産時の事業主に照会したが回答は無い上、請求期間当時の事業主は既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500975号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600039号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成20年8月8日は29万1,000円、平成20年12月10日は35万円、平成21年4月10日は32万9,000円、平成21年8月10日は26万円に訂正することが必要である。

平成20年8月8日、平成20年12月10日、平成21年4月10日及び平成21年8月10日の上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年8月8日、平成20年12月10日、平成21年4月10日及び平成21年8月10日の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年8月8日  
② 平成20年12月10日  
③ 平成21年4月10日  
④ 平成21年8月10日

A社に乗務員として勤務した期間において、請求期間①から④までの各期間に支払われた賞与に係る標準賞与額の記録がない。

各請求期間の賞与振込額を確認できる総合口座通帳の写しを提出するので、当該期間に係る標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社の請求期間当時の事業主から提出された賞与支給明細書の写し及び請求者から提出されたB信用金庫の総合口座通帳の写しにより、請求者は、請求期間①から④までの各期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者の賞与額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から④までの各期間に係る標準賞与額については、前述の賞与支給明細書の写しにより確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は29万1,000円、請求期間②は35万円、請求期間③は32万9,000円、請求期間④は26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の回答は得られないものの、A社の複数の元従業員が

保管する当該期間に係る賞与支給明細書において、賞与が支払われていることが確認できるところ、オンライン記録において、これらの従業員のいずれにも当該賞与に係る事業主の届出による記録は見当たらないことから、事業主は、請求者の当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1501023号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600042号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年8月8日は21万円、平成15年12月10日は21万4,000円、平成16年4月9日は21万円、平成16年8月10日は19万8,000円、平成16年12月10日は9万円、平成17年8月10日は18万3,000円、平成18年8月10日は18万9,000円に訂正することが必要である。

平成15年8月8日、平成15年12月10日、平成16年4月9日、平成16年8月10日、平成16年12月10日、平成17年8月10日及び平成18年8月10日の上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年8月8日、平成15年12月10日、平成16年4月9日、平成16年8月10日、平成16年12月10日、平成17年8月10日及び平成18年8月10日の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年4月頃  
② 平成15年8月頃  
③ 平成15年12月頃  
④ 平成16年4月頃  
⑤ 平成16年8月頃  
⑥ 平成16年12月頃  
⑦ 平成17年8月頃  
⑧ 平成18年8月頃

A社に乗務員として勤務した期間において、請求期間①から⑧までの各期間に支払われた賞与に係る標準賞与額の記録がない。

各請求期間の賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できる賞与支給明細書の写しを提出するので、当該期間に係る標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間②から⑧までの各期間について、請求者から提出された当該期間に係る賞与支給明細書の写しにより、請求者は、当該期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者の賞与額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低

い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②から⑧までの各期間に係る標準賞与額については、前述の賞与支給明細書の写しにより確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間②は21万円、請求期間③は21万4,000円、請求期間④は21万円、請求期間⑤は19万8,000円、請求期間⑥は9万円、請求期間⑦は18万3,000円、請求期間⑧は18万9,000円とすることが妥当である。

また、賞与の支払日については、日本年金機構が保管するA社の一時金協定書及び同社の請求期間②から⑧までの各期間当時の社会保険事務担当者の陳述により、請求期間②は平成15年8月8日、請求期間③は平成15年12月10日、請求期間④は平成16年4月9日、請求期間⑤は平成16年8月10日、請求期間⑥は平成16年12月10日、請求期間⑦は平成17年8月10日、請求期間⑧は平成18年8月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②から⑧までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したが、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、A社の複数の元従業員が保管する当該期間に係る賞与支給明細書において、賞与が支払われていることが確認できるところ、オンライン記録において、これらの従業員のいずれにも当該賞与に係る事業主の届出による記録は見当たらないことから、事業主は、請求者の当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間①について、請求者から提出された平成15年4月分の賞与支給明細書の写しによると、当該賞与から控除されている厚生年金保険料額は、平成15年3月までに支払われた賞与に係る特別保険料率に基づく保険料額と一致している上、A社において請求者と同職種であった元従業員の預金通帳の写しによると、平成15年4月分賞与は、同社から同年3月31日に振り込まれており、請求者についても、平成15年4月分賞与は、同年3月31日に支払われたと考えられるところ、賞与から控除された厚生年金保険料を年金給付額に反映させる総報酬制が実施されたのは平成15年4月1日であることから、同日よりも前に支払われた賞与から厚生年金保険料を控除されていたとしても、年金額に反映する標準賞与額の記録として認めることはできない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。



厚生局受付番号 : 近畿(受)第1501027号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600047号

## 第1 結論

請求者のA社における平成3年10月1日から平成9年11月19日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成3年10月から平成6年10月までは11万円を53万円に、同年11月から平成9年10月までは11万円を59万円とする。

平成3年10月から平成9年10月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年10月1日から平成9年11月19日まで

A社における請求期間の標準報酬月額が11万円と記録されているが、実際の給与支給額は80万円程度であった。

給与の振込先であったB金融機関の流動性取引明細表の写しを提出するので、請求期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録によると、A社における請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、平成3年10月から平成6年10月までは53万円、同年11月から平成9年10月までは59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(平成9年11月19日)より後の平成9年12月26日付けで、当初の標準報酬月額を平成3年10月1日に遡って11万円に減額する処理が行われている。

しかし、請求者に係る平成3年1月から平成9年12月までのB金融機関の「流動性取引明細表」並びにA社の請求期間当時の代表取締役及び監査役の陳述により推認できる請求期間における標準報酬月額は、前述の遡及訂正前の当初の標準報酬月額と一致する上、オンライン記録によると、同社において、平成9年12月26日付けで、平成3年10月1日に標準報酬月額の記録が遡って減額処理されている者は、請求者のほかに5人確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本の記録によると、請求期間及び前述の遡及訂正処理日(平成9年12月26日)当時、請求者は、同社の取締役であるが、代表取締役ではなく、同社の複数の元同僚は、「請求者は、C支店勤務であり、D本社で行っていた社会保険の手続等の業務を行うようなことはなかった。」旨陳述しており、請求者は、社会保険事務処理に係る権限を有しておらず、前述の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成9年12月26日付けで行われた請求者に係る標準報酬月額の遡及訂正処理は、事実即したものと考へ難く、請求者について平成3年10月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

以上のことから、請求者のA社における請求期間の標準報酬月額については、当初、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た報酬月額に基づく標準報酬月額(平成3年10月から平

成6年10月までは53万円、同年11月から平成9年10月までは59万円)に訂正することが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1501015号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600048号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における平成15年6月2日から平成18年3月19日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成15年6月から平成18年2月までの標準報酬月額については、11万円を22万円とする。

平成15年6月から平成18年2月までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年6月から平成18年2月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成15年6月2日から平成18年3月19日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成15年6月から平成16年8月までは32万円、同年9月から平成17年8月までは30万円、同年9月から平成18年2月までは34万円とする。

上記訂正後の標準報酬月額(厚生年金特例法による上記訂正後の標準報酬月額(22万円)を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和54年生  
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年6月2日から平成18年3月19日まで

A社に勤務した期間における厚生年金保険の標準報酬月額が、給与額と比べて大幅に低い額となっている。給与明細票及び給与明細書(以下「給与明細書等」という。)を提出するので、請求期間について、給与額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求者から提出された給与明細書等により、請求者が、請求期間においてオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、請求者に係る厚生年金保険料の納付については、「請求期間当時の資料が残っていないため不明である。」旨回答しているものの、請求者に係る届出については、年金事務所の記録どおり、「請求者の報酬月額を 11 万円として届出を行った。」旨回答している上、請求者から提出された請求期間に係る給与明細書等から確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者から提出された給与明細書及び日本年金機構 B 事務センターの回答により、請求期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、前述の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額よりも高額であることが認められる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、平成 15 年 6 月から平成 16 年 8 月までは 32 万円、同年 9 月から平成 17 年 8 月までは 30 万円、同年 9 月から平成 18 年 2 月までは 34 万円に訂正することが妥当である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額（22 万円）を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500865号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600037号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年6月1日から平成元年3月29日まで

A社に勤務していた請求期間当時、B技能の資格を持っており、給料は当該資格手当を含めると25万円から35万円あったと思うが、厚生年金保険の標準報酬月額の記録は13万4,000円から18万円となっている。

調査の上、請求期間に係る標準報酬月額の記録を見直ししてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、A社に勤務していた請求期間の給与額が厚生年金保険の標準報酬月額の記録よりも高かったと主張しているところ、請求者の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致している上、当該原票及びオンライン記録において、請求者の標準報酬月額の記録が見直しされた等の不自然な点は見当たらない。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の見直し及び保険給付が行われるのは、「請求者の報酬月額に見合う標準報酬月額」又は「事業主が請求者の給与から源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額」の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額の記録見直しに当たっては、請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認することが必要となる。

しかしながら、A社の商業登記の記録及びオンライン記録によると、同社は、平成8年6月1日に解散し、同社の元事業主は死亡している上、同社の元役員の一人名は、「もう会社は無く、社長も亡くなっており、当時の資料も保管していない。」旨陳述していることから、請求者の請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

なお、オンライン記録によりA社における厚生年金保険被保険者記録があり、所在が確認できた7名に、同社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録が当時の給与額と一致しているか否か、また、同社の給与から控除されていた厚生年金保険料額が標準報酬月額の記録に基づく同保険料額と一致しているか否かについて照会したが、回答があった2名はいずれも、「分からない。」と回答している。

このほか、請求者の請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500910号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600038号

## 第1 結論

請求期間①から⑥までの各期間について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年8月8日  
② 平成15年12月10日  
③ 平成16年4月9日  
④ 平成16年8月10日  
⑤ 平成16年12月10日  
⑥ 平成17年8月10日

訂正請求記録の対象者が、A社に乗務員として勤務した期間において、請求期間①から⑥までの各期間に支払われた賞与に係る標準賞与額の記録がない。

各請求期間の賞与振込額を確認できる預金通帳の写しを提出するので、当該期間に係る標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された訂正請求記録の対象者名義の預金通帳の写しにより、訂正請求記録の対象者にA社から、請求期間①から⑥までの各期間に賞与が支払われていることが確認できる。

しかしながら、訂正請求記録の対象者の請求期間①から⑥までの各期間に係る賞与総支給額及び当該賞与からの厚生年金保険料控除額について、A社は、「平成18年以前に支払った賞与に係る明細書は保管していないため分からない。」旨回答している。

また、訂正請求記録の対象者の請求期間①から⑥までの各期間当時の住所地を管轄するB市市税事務所及びC税務署は、「平成15年から平成18年までの各年の給与収入額及び社会保険料控除額を確認できる資料は、保存期限経過のため保管していない。」旨回答していることから、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る賞与総支給額及び当該賞与からの厚生年金保険料控除額について確認又は推認することができない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間①から⑥までの各期間に係る賞与総支給額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が請求期間①から⑥までの各期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1501020号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600040号

## 第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和33年2月6日から昭和35年2月10日まで

訂正請求記録の対象者は、昭和32年から昭和52年まで、B工場内のいくつかの事業所でC職として勤務したが、複数の期間について、厚生年金保険被保険者記録がない。

請求期間については、請求期間直後に厚生年金保険被保険者記録があるA社に勤務していたと考えるが、請求期間直前に厚生年金保険被保険者記録があるD社についても調査の上、請求期間について、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社に係る閉鎖登記簿謄本及びオンライン記録によると、同社は昭和57年6月30日に解散しており、請求期間当時の代表社員は死亡しているところ、請求期間に同社において厚生年金保険被保険者記録がある同社解散時の代表者は、「訂正請求記録の対象者を覚えていない。会社は解散しており、当時の資料を保管しておらず、訂正請求記録の対象者の勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無については分からない。」旨陳述しており、訂正請求記録の対象者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において請求期間に厚生年金保険被保険者記録があり、所在が確認できた20人に照会したが、回答を得た13人のうち、訂正請求記録の対象者と同様に昭和35年2月に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得している者は、「訂正請求記録の対象者は、私と同時期に入社したと記憶している。ただし、入社した年月については覚えていない。」旨陳述している上、残りの12人は、訂正請求記録の対象者を記憶しておらず、訂正請求記録の対象者の請求期間における勤務実態について確認することができない。

一方、オンライン記録によると、訂正請求記録の対象者は、請求期間の直前までD社において厚生年金保険被保険者であるところ、E法務局によると、同社に係る商業登記簿謄本は保存期間経過により保管されていない上、同社は昭和37年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、訂正請求記録の対象者の請求期間における勤務実態について同社に確認することができない。

また、D社に係る事業所別被保険者名簿において請求期間に厚生年金保険被保険者記録があり、所在が確認できた81人に照会したが、回答を得た49人のうち、請求期間当時に同社にお

いて社会保険事務を担当していたとする者は、当時の同社の状況について、「D社は、私の亡くなったおじが作った会社で、F社やG社、H社などの下請会社であった。同社には、さらに下請となる親方衆の存在があり、彼らの下には5人から10人程度の職人がおり、親方衆はD社の名前を借りて社会保険の手続を行っていた。もちろん、社会保険に加入しない親方もいた。」旨陳述している。

さらに、前述の回答を得た49人のうち、D社において請求期間中の昭和34年4月5日から同年6月27日まで厚生年金保険被保険者記録がある者は、「私は、D社の下請である親方に付いて勤務していた当時、下宿先からB工場内に向かうとき、近くに住んでいた訂正請求記録の対象者と挨拶をして、一緒にB工場内まで行ったことを覚えている。」旨陳述し、訂正請求記録の対象者を覚えているとしているものの、訂正請求記録の対象者の勤務状況については、「訂正請求記録の対象者と一緒に働いたか否かは覚えておらず、当時、訂正請求記録の対象者が、B工場内のどこの事業所で何の仕事をしていたのかも覚えていない。」旨陳述している上、そのほかの者からも、訂正請求記録の対象者の請求期間における勤務状況について具体的な回答又は陳述は得られなかった。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



厚生局受付番号 : 近畿(受)第1501021号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600041号

## 第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和41年5月21日から昭和47年6月1日まで

訂正請求記録の対象者は、昭和32年から昭和52年まで、B工場内のいくつかの事業所でC職として勤務したが、複数の期間について、厚生年金保険被保険者記録がない。

請求期間については、請求期間直後に厚生年金保険被保険者記録があるA事業所に勤務していたものと考えるが、請求期間直前に厚生年金保険被保険者記録があるD社についても調査の上、請求期間について、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A事業所に係る事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)において、同事業所は昭和48年にE社に名称変更しているところ、同社に係る閉鎖登記簿謄本、オンライン記録及び前述の被保険者名簿によると、同社は平成9年6月3日に解散し、請求期間当時の事業主及び同社解散時の代表取締役はいずれも既に死亡している上、請求期間後の昭和62年当時の事業主が、「昭和62年に社長となったが、事務関係は以前から前社長の娘が行っていたので何も分からない。」旨回答しているところ、当該事務を行っていたとされる前社長の娘は、前述の既に死亡している同社解散時の代表取締役であることから、事業所及び事業所関係者を通じて、訂正請求記録の対象者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

また、前述のA事業所に係る被保険者名簿において請求期間に厚生年金保険被保険者記録があり、所在が確認できた5人(前述の元事業主を除く。)に照会し、4人から回答を得たところ、訂正請求記録の対象者を記憶しているとする唯一の者は、「訂正請求記録の対象者がA事業所に入社したのは、昭和47年5月より後だったと記憶している。」旨陳述しており、当該陳述内容は、A事業所における訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者資格取得日の記録とほぼ符合することから、従業員を通じて、訂正請求記録の対象者の請求期間における勤務実態について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、A事業所は、請求期間のうち昭和41年5月21日から昭和45年8月末日までの期間において厚生年金保険の適用事業所ではなく、同事業所の新規適用年月日である昭和45年9月1日に同事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得している11人全員が、その前月の同年8月1日にF社において同資格を喪失しているところ、当

該 11 人のうちの複数の者が、「F 社は A 事業所に社名が変わったと記憶している。」旨陳述していることから、F 社に係る被保険者名簿を確認したが、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者記録は見当たらない上、前述の 11 人のうちの 3 人から回答を得られたが、F 社における訂正請求記録の対象者の勤務実態について確認することはできなかった。

加えて、請求者から提出された雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書を見ると、請求期間中の昭和 42 年 6 月 1 日資格取得、昭和 43 年 6 月 14 日離職の記録が記載されているものの、事業所名称欄は空欄であるところ、当該回答書の交付元である G 公共職業安定所の適用担当者は、「回答書において事業所名称欄が空白となっている記録は、基となる事業所台帳そのものが保管されておらず、事業所名称を特定することはできない。」旨陳述している。

一方、オンライン記録によると、訂正請求記録の対象者は、請求期間前の昭和 40 年 10 月 1 日から昭和 41 年 5 月 21 日までの期間において、D 社における厚生年金保険被保険者であるところ、同社に係る閉鎖登記簿謄本によると、同社は、昭和 54 年 8 月 31 日に解散しており、元代表取締役は所在を確認できない上、元取締役の一人は、「訂正請求記録の対象者を知らない。会社は既に無く、代表者も亡くなっており、当時の資料を保管していないため、何も分からない。」旨陳述している。

また、オンライン記録により、D 社において請求期間に厚生年金保険被保険者記録があり、所在が確認できた 20 人（前述の元取締役を除く。）に照会したところ、回答又は陳述を得た 9 人全員が、訂正請求記録の対象者を記憶していない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、訂正請求記録の対象者に係る雇用保険被保険者記録について、H 労働局から提出された雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書を見ると、「氏名 \*」「生年月日 S11\*」「事業所番号 \*」「資格取得年月日 S400714」「離職年月日 S410520」と記載されており、事業所名称欄は空欄であるところ、同労働局は、当該記録に係る事業所名称は不明と回答しているが、当該雇用保険被保険者記録について、氏名及び生年月日が、訂正請求記録の対象者のものと符合する上、離職日も、訂正請求記録の対象者の D 社における厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 41 年 5 月 21 日（退職日の翌日））と符合することから、訂正請求記録の対象者の同社における記録である可能性が高い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500900号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600043号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年11月1日から平成17年5月26日まで

厚生年金保険の記録では、A社における標準報酬月額が、平成7年11月1日から9万2,000円、平成12年10月1日から9万8,000円となっているが、当該期間の給与は30万円であった。調査の上、請求期間の標準報酬月額を30万円に見直ししてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、A社における平成7年11月以降の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも大幅に低い額になっていると主張しているところ、同社は解散している上、請求期間当時の代表取締役社長は死亡しており、同社の後継事業所であるB社は、「請求内容どおりの厚生年金保険料を請求者の給与から控除したか否かは不明である。」と回答していることから、請求者の主張する給与支給額を事業主に確認することができない。

また、A社の請求期間当時の代表取締役副社長は、「請求者は、C業務を行っていたが、平成7年頃からC業務が少なくなったので、請求者には、関連会社のD社において、E業務を行うように命じた。このことに伴い、請求者の給与は、A社が三分の一、D社が二分の二を負担することとした。D社が、自社負担分の給与をどのような形で請求者に支給していたかは分からない。」旨陳述している上、A社の請求期間当時の総務担当役員も、「請求者には顧問契約により顧問料を支払っていたが、業績が悪くなってきたので、請求者の顧問料も10万円を切るぐらいに減額した。」旨陳述している。

一方、請求者は、平成23年7月に「ねんきん受給者便」の回答票に添付して日本年金機構F事務センター(当時)に平成8年1月分の給与明細書を提出しているところ、当該給与明細書を見ると、基本給欄に「300000」、厚生年金保険料欄に「49500」と記されている。

しかしながら、請求期間のうち、平成8年1月1日から平成17年5月26日までの期間について、請求者の平成8年11月からの住所地であるG市から提出された請求者に係る平成8年分から平成17年分までの各年の所得に係る市・県民税課税回答書・証明書及びその添付書類(平成12年分及び平成16年分は未申告)によると、当該期間の各年において、請求者に係るA社及びD社の給与支払報告書がG市に提出されておらず、請求者からG市に提出された平成8年から平成17年までの各年の所得に係る市・県民税申告書又は確定申告書(平成12年分及び平成16年分は未申告)によると、請求者は、A社及びD社に係る給与額を申告していない。

また、請求期間のうち、平成7年11月1日から平成8年1月1日までの期間について、請求者の平成8年1月1日現在の住所地であるH市は、請求者に係る課税資料を保存していないと回答している。

以上のことから判断すると、請求期間について、請求者の主張する標準報酬月額に見合う給

与の支給及び厚生年金保険料の控除の事実を課税資料等から確認することができない。

また、オンライン記録において、請求者の標準報酬月額に係る記録が遡って訂正された事跡は無く、不自然な点は見当たらない。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に見合う給与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500923号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600044号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)、C社及びD社(又はE社)のそれぞれにおける厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和40年4月1日から昭和41年12月31日まで  
② 昭和44年4月1日から同年11月30日まで  
③ 昭和47年3月1日から昭和49年2月28日まで

厚生年金保険の記録では、請求期間①、②及び③の各期間について、被保険者記録が無い。

請求期間①については、中学校卒業後にF市内のG社に電気工見習として入社し、電気工事作業に従事し、在籍中に電気工事士の資格を取得した。

請求期間②については、ブルドーザーの運転に興味を持ったことから、H町内のC社に見習として入社し、I地方を中心に増田工事や道路工事等に従事した。

請求期間③については、J市内のD社又はE社に入社し、ブルドーザーのオペレーターとして近畿地方一円の宅地やゴルフ場などの土木造成工事に従事した。

請求期間①、②及び③の各期間について、それぞれの事業所において、給与から厚生年金保険料を控除されていたはずなので、調査の上、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、G社に勤務したと主張しているところ、健康保険・厚生年金保険事業所名簿において、請求者が記憶する事業所の所在地及び事業主の姓が符合するA社が確認できることから、請求者が勤務したと主張するG社は、A社と推認される。

しかし、B社は、請求者の勤務について不明と回答しており、同社の事務担当者は、「当社の法人設立は昭和46年である。古い資料は残っておらず、社長も替わっており、当社の法人化以前のことを知っている者はいない。」旨陳述している上、請求者の請求期間①における雇用保険の記録は見当たらないことから、当該期間における請求者の勤務実態を確認することができない。

また、健康保険・厚生年金保険事業所名簿及びオンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、請求期間①の終期から約2年後の昭和44年2月1日であるところ、当時の事業主は平成15年に死亡している上、同日及び同社の法人設立日である昭和46年1月18日に同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得した8人のうち、所在の判明した4人に照会し、うち2人から回答があり、このうち、後に同社の取締役となった1人は、請求者を記憶していると回答しているものの、同人の生年月日からすると、同人は請求期間①において中学生であり勤務していたとは考えられない上、あとの1人は、請求者を記憶していないと回答していることから、当該事業所における請求者の勤務実態を当時の関係者に確認することができない。

さらに、請求者は、A社に勤務していた時に取得したとする電気工事士免状を提出しているところ、当該免状には勤務先は記されておらず、当該免状発行機関のK事務所の担当者は、「電気工事士免状に係る発行台帳があるのみであり、当該発行台帳では勤務先は分からない。」旨陳述しており、当該免状の発行日が請求期間①中であるものの、当該免状から、請求者がA社に勤務していたことを確認することはできない。

このほか、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、請求者は、H町内に在ったC社に勤務したと主張しているところ、オンライン記録において、当該名称（「L」名の付く事業所を含む。）の事業所が当該地域において厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない上、雇用保険の記録において、請求者の当該期間における被保険者記録も確認できない。

また、請求者はC社の所在地の番地等を具体的に記憶していない上、請求期間②当時の電話帳も見当たらず、当該事業所に係る商業登記の記録、建設業許可の記録の確認のほか、M商工会等の各種関係団体に照会を行ったものの、当該事業所を特定する情報は得られず、請求者の当該期間における勤務実態を事業所に確認することができない。

さらに、請求者は、C社に係る請求期間②当時の事業主及び元同僚の氏名を記憶していない上、2015年（平成27年）2月発行の当該地域の個人版電話帳によると、H町にL姓及びN姓は各1件ずつ確認でき、それぞれに照会したものの、当該事業所に係る情報を得ることはできず、請求者の当該事業所における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することはできない。

このほか、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間③について、請求者は、J市内に在ったD社又はE社に勤務したと主張しているところ、オンライン記録において、当該名称（「O」名の付く事業所を含む。）の事業所が当該地域において厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない上、雇用保険の記録において、請求者の当該期間における被保険者記録も確認できない。

また、請求期間③当時の住宅地図により、請求者が記憶するD社又はE社の所在地及びその周辺を確認したが、当該名称の事業所は見当たらない上、商業登記の記録、建設業許可の記録及び請求期間③当時の職業別電話帳の記録の確認のほか、P商工会議所等の各種関係団体に対する照会を行ったものの、当該事業所を特定する情報は得られず、請求者の請求期間③における勤務実態を事業所に確認することができない。

さらに、請求者は、D社又はE社に勤務していた時に取得したとする車両系建設機械運転技能講習修了証を提出しているところ、当該修了証には勤務先が記されておらず、当該講習実施者のQ社の担当者は、「当該修了証に係る技能講習の受講申込書については、保存期限経過のため残っていない。」旨陳述している上、請求者はD社又はE社ではR社製の重機を取り扱っていたとしているところ、R社の担当者は、「現在、D社という名称の事業所との取引は無く、過去における取引は不明である。」旨陳述しており、請求者が請求期間③において、D社又はE社に勤務していたことを確認することはできない。

加えて、請求者は、請求期間③当時のD社又はE社の事業主について、姓を記憶しているのみであり、同僚等の名前も記憶しておらず、これらの者に事情照会することができないことから、請求者の当該事業所における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間①、②及び③の各期間に係る厚生年金保険料を事業主により

給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500977号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600045号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年6月1日から同年7月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額より低い額となっているので、当該期間の標準報酬月額を見直ししてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された給料支払明細書により、請求期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる月(平成3年5月から同年7月まで)の報酬月額に見合う標準報酬月額(53万円)は、オンライン記録の標準報酬月額(50万円)を上回っていることが認められる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の見直し及び保険給付が行われるのは、請求者の報酬月額又は事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間の標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになるところ、請求者から提出された請求期間に係る給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額(50万円)は、オンライン記録の標準報酬月額(50万円)と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、記録の見直しは認められない。

また、前述の請求期間に係る給料支払明細書のほか、請求者が主張する標準報酬月額(53万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者がその主張する標準報酬月額(53万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



厚生局受付番号 : 近畿(受)第1501014号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600046号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成元年10月1日から平成2年8月1日まで  
② 平成3年5月1日から同年7月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②の標準報酬月額が、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額より低い額となっているので、当該期間の標準報酬月額を見直ししてほしい。

## 第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の見直し及び保険給付が行われるのは、請求者の報酬月額又は事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内である。したがって、記録の見直し及び保険給付が行われるためには、これらの標準報酬月額のいずれもがオンライン記録の標準報酬月額を上回る必要がある。

しかし、請求期間①及び②については、請求者から提出された給料支払明細書において、当該期間に係る標準報酬月額の見直し又は決定の基礎となる月(請求期間①については平成元年5月から同年7月まで、請求期間②については平成2年5月から同年7月まで)の報酬月額に見合う標準報酬月額(請求期間①は32万円、請求期間②は36万円)及び当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額(請求期間①は32万円又は28万円、請求期間②は36万円)は、オンライン記録の標準報酬月額(請求期間①は32万円、請求期間②は36万円)と同額又は下回っていることから、厚生年金特例法による見直しの対象に当たらない。

このほか、請求期間①及び②において、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①及び②について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。